

## 医療的ケア児支援の方向性について

明石市障害福祉課

### ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像」(厚生労働省資料)について

この資料には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月施行。以下「法」といいます。)に規定された、医療的ケア児の定義、立法の目的、基本理念、国・地方公共団体・保育所・学校等の責務等、それに伴う支援措置についての概要が記載されています。

なお、地方公共団体による措置として、保育所、学校等に対する支援、本人及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備、情報の共有の促進、広報啓発、人材の確保、研究開発等の推進が掲げられています。

### ○「医療的ケア児支援センター開設支援事業」(厚生労働省資料)について

医療的ケア児支援センターは、法において、都道府県が開設するものと規定されています。資料中の右下のイメージ図のとおり、医療的ケア児と家族からの相談に応じて情報提供や助言を行うとともに、地域の支援の現場である市町村や事業所等関係機関に対し、情報提供や支援者養成研修を行うことが想定されています。

兵庫県の医療的ケア児支援センターについては情報が示されておりませんが、これまでの取り組みとして、東播磨圏域では2021年12月17日に相談支援専門員を対象とした研修会が開催され、県下他市の事例が紹介されるなど、県と市町との連携が始まったところです。

### ○明石市における医療的ケア児支援の取り組みについて

本市の状況といたしましては、平成30年度～令和元年度にかけて医療的ケア児の家族を対象としてアンケートを実施し、市内の医療的ケア児の状況やニーズの把握を行ってまいりました。

また、令和3年度現在、市内では、主として重症心身障害児が通うための児童発達支援事業所2事業所、放課後等デイサービス3事業所が開設されており、また、常勤で看護師を配置している生活介護事業所が4事業所となるなど、医療的ケアの必要な重度障害児の日中活度の方が徐々に増えてきている状況です。

今後も、対象者のニーズや関係施設の整備状況、国及び県から示される方針の把握に努め、関係機関と情報を共有することにより、医療的ケア児に対し適切な支援を行うための施策の検討を進めていきます。